



図1-1 中殿御会図 修理後

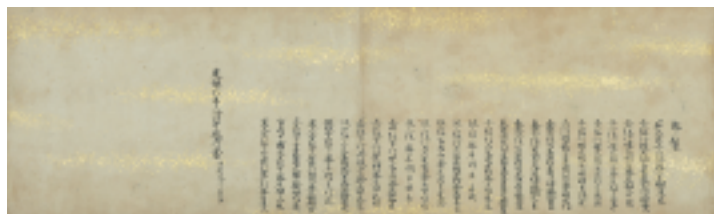


図1-2 中殿御会図 修理後



図2 中殿御会図 第一紙 修理後

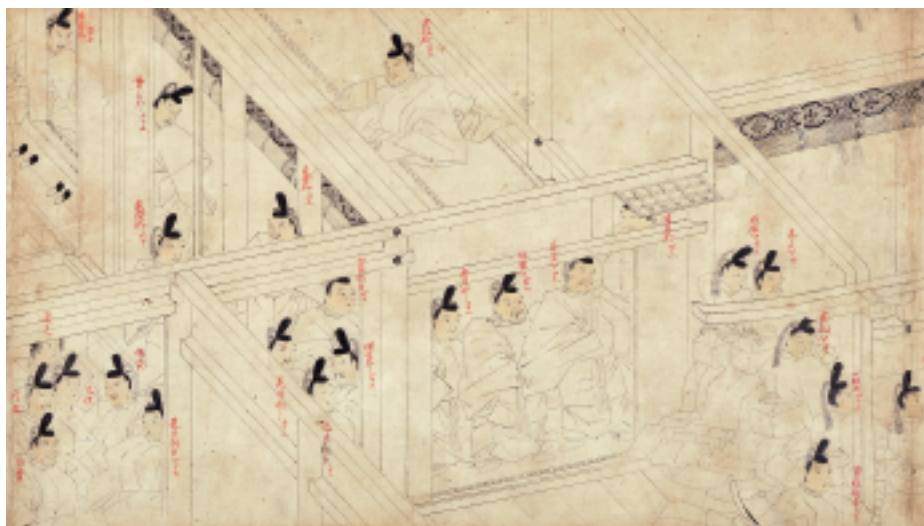


図3 中殿御会図 第二紙 修理後



図4 中殿御会図 表紙 修理後



図5 中殿御会図 表紙(裏面) 修理中

「中殿御会図」の修理報告

はじめに

- 一 「中殿御会図」の研究史と本巻の位置づけ
- 二 本巻の修理前・修理後の概要
- 三 本巻の修理前の損傷状況
- 四 修理の方針と方法
- 五 修理で得られた知見
おわりに

はじめに

徳川美術館は、「特定公益法人」の認定に基づく徳川美術館拡充整備基金(第四回)により館蔵品の「中殿御会図」(以下、「本巻」と略称する)の修理を行った。本巻は、鎌倉時代に製作された原本をもとに後世に製作された「中殿御会図」の模本の一つである。尾張徳川家に伝来した一巻で、製作は室町時代に遡るとみられ、諸本の中でも代表的な遺例として、また徳川

「中殿御会図」の修理報告

吉川 美穂

美術館の中世大和絵を語る上でも欠くことのできない重要な作品である⁽¹⁾。

修理前の本巻は、軸首がとれ、扱いに困難をきたしていた。また、本紙に多数の折れ・皺が生じていた。萌黄地に胴体を丸くくねらせた五爪の龍を大きくあらわした表紙裂は中国・明時代(十五～十六世紀)の繡珍と思われる、本巻の見所の一つとなっているが、これも浮き・破れ等の損傷が著しかった。さらに、過去の修理時に施された補修紙が違和感を生み、裏打ち紙に施された銀砂子が本紙表面に黒い汚れを生じさせるなど、視覚的にも作品の価値を損なっていた。

そこで、本巻の鑑賞や安全な取扱いの妨げとなる損傷を軽減し、また劣化の進行をとどめるべく、平成二十三年二月二十四日より翌二十四年四月二十五日まで修理施工を行った。施工にあたった有限会社墨仙堂・代表関地久治氏による詳細な修理報告書などを参照しつつ、以下に報告したい。

一 「中殿御会図」の研究史と本巻の位置づけ

建保六年（一二二八）八月十三日の夜、中殿^{ちゅうでん}すなわち宮中の清涼殿で、順徳天皇が右大臣九条道家はじめ公卿・殿上人三十一名を召し、和歌管絃の宴を催した。中殿御会は、天皇の即位以後初めて開催する御遊^{ぎょ}（管絃）を伴う晴れ（公式）の和歌あるいは漢詩の宴をいう。順徳天皇による建保の御会は、堀河天皇の長治二年（一一〇五）以来途絶していた御会を、百十三年ぶりに復活させた晴れの儀であった。御会では、八月十三夜の月に対し一夜の清遊をなそうと、まず管絃の遊びが行われた。音楽のたしなみのある貴族が楽を奏し、その後「池月久明^{いけつきひさくあかるし}」の歌題で和歌が披露された⁽²⁾。

この建保六年の中殿御会を描いたのが「中殿御会図」である。原本は早くに失われたとみられ、後世の模本が十数種知られている。模本のうち九条家旧蔵で北村美術館所蔵の「中殿御会図」以下、「北村本」と略称する⁽³⁾は、当日の行事内容を詳しく記した漢文体の「御会記」の詞書と、琵琶を擁する順徳天皇と参会者を清涼殿に配した管絃の場面を描いた絵、九条道家の中殿御会を賛美する漢文体の序文と参会者の位置と和歌という三部構成から成る⁽³⁾。

北村本は、宮次男氏によって宮内庁三の丸尚蔵館蔵「天子撰関御影」との比較から、その人物描写の肖似性の高さが証明され、もともと原本に近く、鎌倉末から南北朝をくだらない時期の模本であると位置づけられた⁽⁴⁾。また、小松茂美氏は、同御会に参会し、原本の詞書を記したと『本朝画史』などに伝えられる当代きつての能筆・世尊寺行能（一一七九―一二五五歿か）の現存遺品に見られる筆致の特徴と北村本の詞書が一致するとして、北村

本が建保六年の中殿御会の開催後、時を隔てずして製作されたと推測されている⁽⁵⁾。

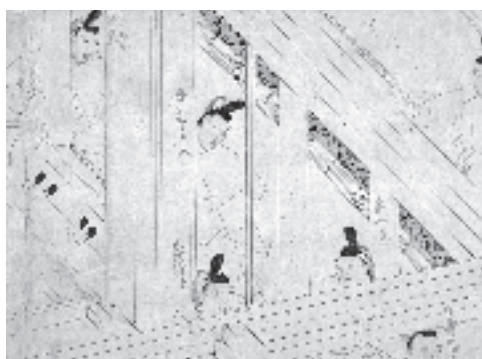
一方、本巻をはじめ、その他の諸本は、北村本にみられる「御会記」と絵と和歌の三部がさまざまに組み合わせられて伝存する。その一つである本巻は、三部構成のうち「御会記」を欠いている。五紙で構成され、三紙にわたる前半には、墨書による「中殿御会図」の内題に始まり、中殿御会の墨画淡彩画に人物の名と漢数字の朱書きが添えられ、次いで和歌および詠歌者名を一行書きとした墨書が続く。後半の二紙は全紙に薄く雲母を引いた金箔散らしの紙を継ぎ、陪席者の姓名が官位とともに墨書で記されている（図1-1・2）。装束等に淡彩を施した諸本が多いなかで、本巻の絵は人物の顔にわずかに淡彩で肌色を指す程度に留まり、他は墨一色のいわゆる白描画であり、同じく白描画の北村本と出光美術館蔵の「中殿御会図」（河本嘉久蔵氏旧蔵。以下、「出光本」と略称する）とともに古作の部類に入るとされる⁽⁶⁾。

ただし、和歌の部においては、北村本が和歌を二行書きにするのに対し、本巻では一行書きで、和歌の下に詠み人の名だけを書き、位階官名と姓名を別記している。また、北村本は図中の公卿の名が名前のみで墨書されるのに対し、本巻では朱書で名前の下に年齢が注記されている。

宮氏は、和歌にみられる藤原保季の位置に注目され、北村本と出光本では位置が「正四位下行中宮亮臣藤原朝臣保季 上」と誤記されているのに対し、本巻や「晴御会部類記」引載『無名記』（『群書類従』和歌部所収。以下、「群書類従本」と略称する）では正しく「従三位藤原朝臣保季」と記されていることから、二つの転写系列が存在することを明らかにされた。また、画中に注記された藤原雅経の年齢が、出光本は「四十八」と書いたのを訂正して「四十九」とあるのに対し、本巻・群書類従本では「五十六」となっ



挿図1



挿図2 台盤の代わりに巻き上げられた御簾が描かれる

ている(挿図1)ことから、絵も模本の系統が二流あることが指摘されている。さらに、「中殿御会図」の伝存諸本を詳細に調査研究された佐多芳彦氏から、新たな見解が示されている。佐多氏によれば、北村本の系統では、殿上間の台盤を挟んで忠信・実氏・定家が着座する。一方、本巻と群書類従本の系統では台盤は描かれず、殿上間南側の長押に巻き上げられた御簾が掛けられている(挿図2)。これらの絵の異同は、宮氏の転写系統の分類と一致するという⁽⁷⁾。これら諸先学の研究から、本巻は北村本・出光本とは転写系統を異にする古模本であることがわかる。

藤原信実による原本は、北村本をはじめ原本を忠実に模写したとみられる各種の模本から、モデルである貴族のそれぞれの顔や姿の個性を捉えて、その姿にできるだけ似せようとして写實的に描かれた「似絵」であったと推察されるが、本巻は絵の人物の顔貌表現に似絵的表現とは異なる稚味をおびた表現がとられている。また、和歌および詠歌者名を記した詞書

は、箱や附属文書に記されるように、二条為氏(一二三〇―八六)と伝えられ、鎌倉時代中期頃の諸作に近い書風を示している。しかし、これは底本を臨摸したためと考えられ⁽⁸⁾、本巻の模写年代としては、室町時代が想定される。

二 本巻の修理前・修理後の概要

本巻の修理前・修理後(図1～3)の装丁の概況を次に述べる。

(修理前)

装丁形式 卷子装

寸 法 縦三三・六糎 長三三二・一糎

各紙の長さは左記の通り。

第一紙 五二・四糎 第二紙 五四・四糎

第三紙 五二・七糎 第四紙 五二・六糎

第五紙 五二・七糎

表紙 裂 萌黄地瓔珞に円龍文繡珍

題 箋 金銀砂子撒紙に「中殿御會和調 建保六八月／順徳院御

在位」の墨書がある。

見返し 金地金銀野毛撒紙

軸付紙 金砂子撒紙

裏打ち紙 四～五層(第一～三紙は五層、第四・五紙は四層)

薄肌裏紙 雁皮紙(第一～三紙のみ)

肌裏紙 楮紙

「中殿御会図」の修理報告

増裏紙 竹紙

中裏紙 楮紙

総裏紙 雁皮紙(金銀砂子撒)

軸
螺鈿頭切軸

黒漆地に螺鈿で四花を花芯とした菊花文を中央にあしら
い、周辺部および側面に鋸歯文をあらわす。

(修理後)

装丁形式 卷子装

寸 法 縦三二・七糎 長三六〇・四糎

表紙 裂 萌黄地瓔珞に円龍文繡珍(元使い)(図4・5)

見返し 金地金銀野毛撒紙(元使い)

軸付紙 混合紙(江宣紙)(新調)

裏打ち紙 三層

肌裏紙 楮紙(薄美濃紙)(新調)

増裏紙 美栖紙(新調)

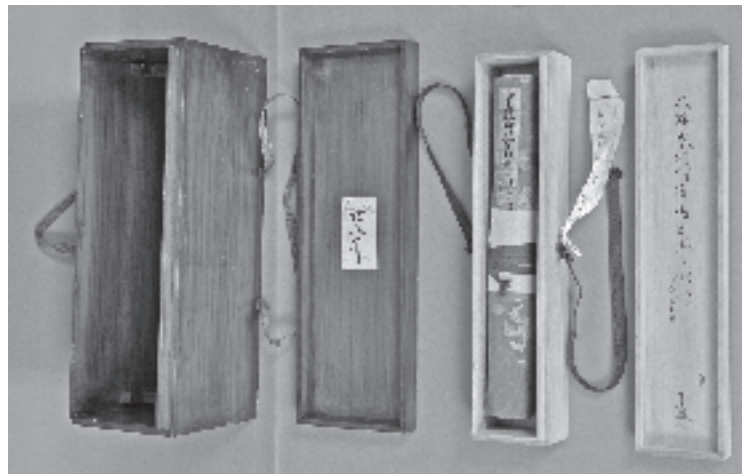
総裏紙 混合紙(江宣紙)(新調)

軸 螺鈿頭切軸(元使い)

本巻の収納環境としては、修理前は旧包布二枚に包まれ、内箱が桐印籠蓋造、外箱は春慶塗印籠蓋造の二重の収納箱に収納され(挿図3)、それぞれ左記の墨書が認められた。また折紙や添状といった附属文書を伴う。これらの旧箱・附属文書は、修理後、旧装丁のうち元使いしなかった軸付紙・裏打ち紙とともに別途保存した。修理後の本巻は新調した桐太巻添軸に巻き、新調の袱紗に包んで桐印籠箱に収納した(挿図4)。



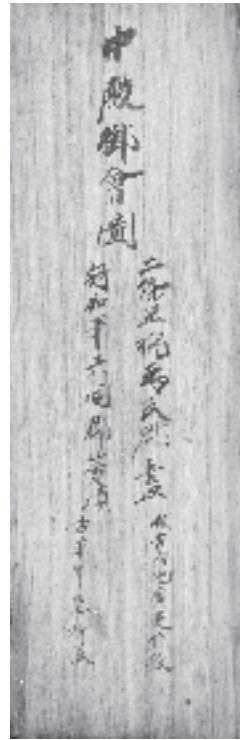
挿図4 新調箱：桐印籠蓋造



挿図3 旧収納箱 左より外箱：春慶塗印籠蓋造 内箱：桐印籠蓋造



挿図5 旧内箱
蓋裏墨書



挿図6 旧外箱 蓋表墨書

旧収納箱や書付は、本巻の伝来状況を伝える重要な情報を含んでいるため、左記に概要を述べておく。

旧内箱蓋表 墨書「中殿御會圖畫并和歌」

蓋裏 墨書「二條家大納言為氏卿／池水に／哥各二十七首／古

筆／了意(花押「最□」朱文方印)」(挿図5)

旧外箱蓋表 墨書「中殿御會圖／二條重槐為氏卿畫 住吉内記廣定折紙／

譚加筆共同卿芳蹟古筆了意折紙」(挿図6)

蓋裏 貼札「天卷(朱字)／廿八号(良順)朱文円印」

側面 貼札「中殿御會圖」「巻物／第九五號」

旧包布(二枚) 墨書「二條為氏卿筆／中殿御會和歌之圖繪画讀／御卷

物／内箱附／二枚之内」

これに次の折紙・極札が附属する。

①古筆了意折紙 文政十一年(一八二八) 一通

「中殿御會圖」の修理報告

中殿御會圖畫巻物

池水に

いけ水に

哥数二十七首

二條家大納言為氏卿真蹟

無疑者也

各名書為氏卿之朱書墨書共

文政十一年 柳營 古筆目利隱居

初夏上旬 了意(花押、印)

②住吉広定添状 文政十三年六月 一通

建保年中
中殿御會之図一卷

和歌 二條大納言為氏卿

繪 同 卿 筆

(マ)
右源本者藤原信實

朝臣之真跡彩色於

今九條家之御藏也

其圖本書画共為氏卿

模給筆跡可有之候畢

住吉内記

文政十三_{庚寅}年 廣定(墨円印)

六月

③畠山牛庵極札 一枚

④恒川了蘆極札・添状 一枚・一通

旧内箱の蓋裏墨書および①折紙に名が記された古筆了意（二七五）一八三四は、古筆鑑定を生業とする古筆家九代であり、和歌および図中の墨書・朱書ともに筆者を二条為氏（二二二）八六と極めている。

また、②文政十三年六月の添状の住吉広定（二七九）一八六二は、住吉派七代目の絵師で住吉広行（一七五）一八一の二男である。先代広尚（二七八）一八二八の弟にあたり、通称は内記といい、嘉永六年（一八五）には弘貫と改名している。添状にあるように、広定は当時、九条家に所蔵された藤原信実筆の原本を、二条為氏が詞・絵ともに模写したと極めている。なお、このときの鑑定の記録が『住吉家鑑定控』三にあり、「尾州家様御道具也」と記されていることから、文政十三年の時点で本巻が尾張徳川家に所蔵されていたことが確認される⁽⁹⁾。

③の極札に名がみえる畠山牛庵は、初代牛庵（二五八）一六五五から三代（生年未詳）一七二七まで代々牛庵を名乗った古筆家であるが、比較資料に乏しく何代目の牛庵かは断じがたい。また、④の極札・添状の恒川了蘆（二七五）一八六〇は、古筆了意の高弟で、文政六年（一八三）に古筆の鑑識力を買われて尾張徳川家の御小納戸御用達の目利^{めき}となっている。牛庵・了蘆ともに、③・④の極札および添状で、詞書筆者を同じく二条為氏としている。

①・②の折紙にそれぞれ文政十一年と同十三年の年記があり、また④の恒川了蘆もほぼ同時代の人物であることから、この頃に立て続けに本巻の詞書や絵の鑑定が行われたことがわかる。鑑定が行われた経緯は未明だが、①で了意が自ら「柳堂」と記していることから、文政十一年時の古筆鑑定には幕府の関与がうかがわれる。文政十一年頃の尾張徳川家と幕府と

の動きに目を向けると、十一代將軍家斉の十九男で、尾張徳川家十代斉朝の養子となった斉温が、文政十年八月十五日に斉朝の隠居により家督を継いで十一代当主となっており、また翌十一年十一月十一日には斉温が田安斉匡の娘・愛姫と婚儀を挙げている。古筆鑑定にいたった理由の一つとして、本巻を家督相続や婚札にかかわる贈答品とするため、「折紙付き」という言葉通り、価値付けを行った可能性が考えられるが、現段階ではこれを断定できるほどの裏付けはない。

もともと、内箱の古筆了意による箱書は、年記こそないものの、鑑定とほぼ同時期とみられることから、このとき修理が行われ、あわせて新調した箱に了意が箱書をしたとみてよいだろう。後述するように、今回の修理による知見で、本巻は過去に二回の修理がされたとみられるが、そのうちの一回が文政十一年頃であった可能性が高い。

三 本巻の修理前の損傷状況

1 修理前の損傷状況

(1) 物理的損傷

本紙には料紙の破れ・欠失が見られた。特に第二紙右部に欠失箇所が数箇所あり、欠失箇所には補修紙が繕われていた。表紙は、表紙裂の天地部分や八双取り付け部に破れ、欠失、さらに糸のほつれ等の損傷が多数あった。見返しに生じた多数の折れ・皺に沿って多数の破れが生じていた。この破れは天地の小口付近に集中し、折れ・皺に加え、糊浮きが生じたことで損傷の拡大に繋がっていた（挿図7・8）。また、軸の取り付け部付近や、第四・五紙間の紙継ぎ付近の総裏紙に合い剥ぎがされていた。本紙・見返



挿図7 修理前 見返し

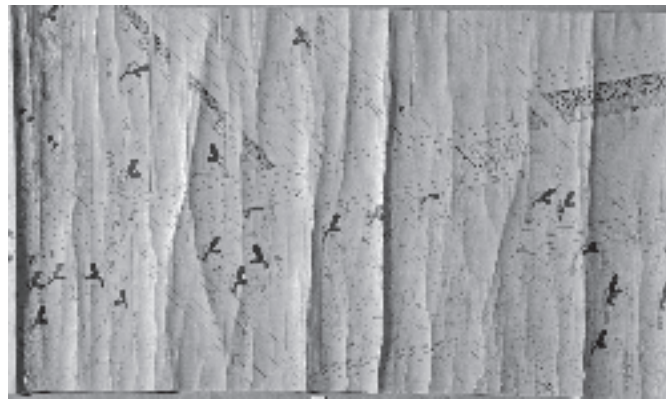


挿図8 修理後 見返し

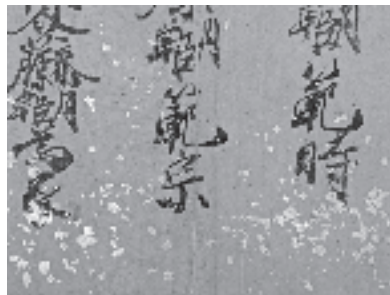
し・表紙裂に折れ・皺が多数あり、特に料紙の紙継ぎ部分の折れが強く、また見返しには縦方向に細かな折れが多数、横方向にも皺が多数生じていた(挿図9)。加えて、糊浮きが多数確認できた(挿図10・11)。なかでも表紙裂と見返しの糊浮きが著しく、天地部分と中央の一部分がわずかに貼りついてる状態だった。また紙継ぎ部分も、折れに伴い糊浮きも多数生じていた。螺鈿の軸首が外れ、別保存されていた(挿図12～14)。

(2) 視覚的損傷

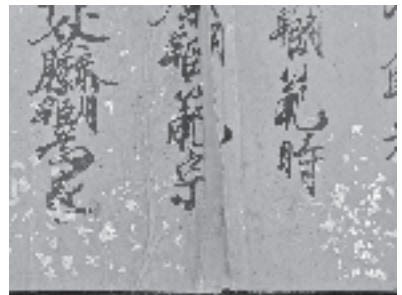
本紙に多数の汚れ・染みが確認できた。本紙の料紙には、茶褐色の染みが確認されたと共に、黒色の汚れが多数見受けられた。黒色の汚れは、卷子裏面に施された銀砂子が劣化変色したことで黒色化し、さらに卷子として巻いて収納することにより、裏面に接する表面に接着力が低下した銀が色移りしたことが原因と考えられた(挿図15)。一方、彩色層の剥落・欠失等の損傷は見受けられなかった。



挿図9 修理前 本紙の折れ 斜光線撮影



挿図11 修理後 本紙 糊はがれ部分



挿図10 修理前 本紙 糊はがれ部分

(3) その他

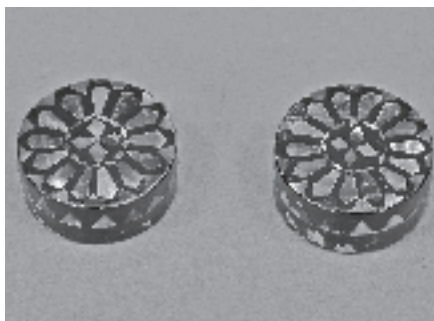
八双に金属(銅)が使用されており、その重みから見返しの取り付け部周辺に破れ等が生じていた。また金属由来の錆による腐食もみられた。

2 過去の修理状況

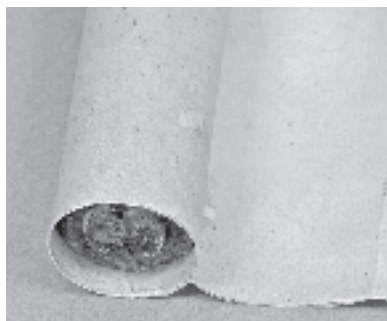
本紙の欠失箇所には本紙裏面から補修紙が繕われていた(挿図16・

17)。補修紙は本紙料紙と色調の違和感が少ないものの、紙質や風合いが異なっていた。

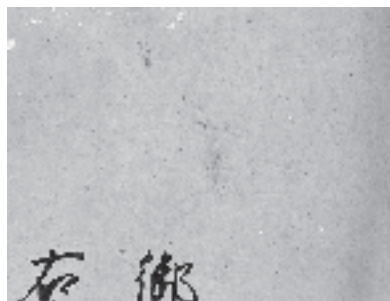
紙継ぎの歪み・ズレがあり、とりわけ、各紙継をまたぐ図様や文字の歪みやズレが目立っていた(挿図18・19)。過去の修理時に紙継ぎが外され、再び継がれた際にズレが生じたと考えられる。



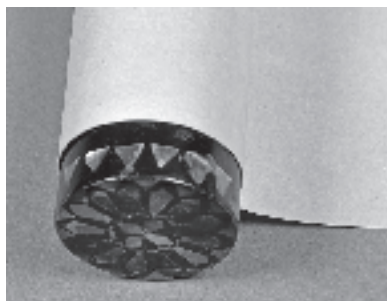
挿図13 修理前 螺鈿軸首



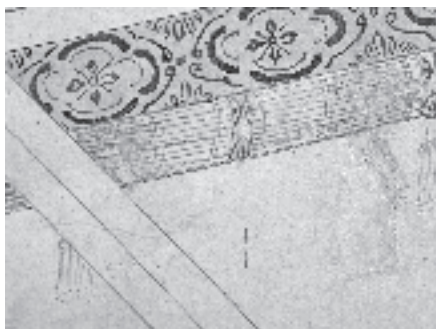
挿図12 修理前 軸首部分 軸首がとれていた



挿図15 修理前 第四紙 裏面の銀砂子による色移りが右上に確認される



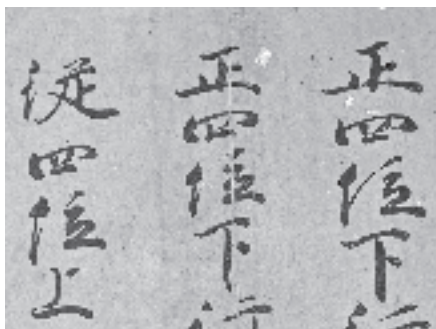
挿図14 修理後 軸首部分



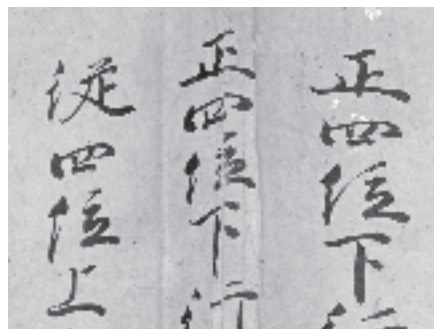
挿図17 修理前 第二紙右上部 補修紙部分



挿図16 修理前 第二紙右 補修紙部分



挿図19 修理後 第四・五紙 紙継ぎ中央



挿図18 修理前 第四・五紙 紙継ぎ中央

四 修理の方針と方法

修理は、実施する作業および方針の決定・変更等、徳川美術館との協議・監督の下に進め、本巻を解体し、本紙から裏打ち紙の除去後、本紙料紙の修理処置および新たに裏打ちを施し、再び卷子装に装丁することを基本方針とした。

なお、修理の施工中に問題となったのは、表紙と見返しを元使いするか否かであった。元使いしない場合にはどのような表紙裂・見返しにするか、墨仙堂の関地久治氏から表紙裂・見返しの見本を送付いただいた上で、元使いする場合、しない場合の長所・短所を想定し、学芸部内で協議した結果、可能な限り修理前の装丁は元使いするという徳川美術館の従来の方針に則って、修理をすすめることとした。

1 本紙

(1) 旧補修紙は、色調の差が少ないものの紙質が異なり、補筆等がみられなかったことから全て除去する。ただし、一部の肌裏紙上に朱の文字が書かれていることから、この部分だけ元使いとする。元使いする肌裏紙は、欠失箇所に適する形状に整形し、補修紙として再使用する。補修紙は、料紙の繊維組成試験の結果から、「楮と雁皮の混合紙(江宣紙)」を選定し、欠失箇所の形状にあわせて整形して繕う。なお、補修紙にのみ補彩を施す。

(2) 本紙料紙の天地側を保護するため、小口部分に足し紙を施す。足し紙には、補修紙と同じ混合紙(江宣紙)を使用する。

「中殿御会図」の修理報告

2 装丁

(3) 修理後の紙継ぎは、図様や文字の歪みを可能な限り修正する。
(4) 本紙の折れが生じている箇所、および今後折れが生じると思われる箇所に折れ伏せを行う。

(1) 旧装丁材料

表紙裂・見返し・螺鈿頭切軸首は元使いする。表紙裂の萌黄地環瑠に円龍文繻珍は、修理前には裏打ちが施されてなかったため強度が低く、折れや破れなどの損傷が拡大する原因となっていた。楮紙による肌裏打ちを行い、その後、元使いの見返しを貼り込み、強度を上げて安定した状態にする。表紙裂には題箋を元と同じ位置に貼りつける。

また、表紙裂の欠失箇所には、適する補修紙を選定し、繕いを施す。

見返しは、修理前には厚い間似合紙(土が添加された雁皮紙)が使用されており、多数の折れ・皺が生じ、また内部が合い剥ぎとなり、更なる折れ・皺の生じる原因となっていた。厚い間似合紙を全体が薄くなるように合い剥ぎし、今後の損傷の拡大を防ぐ。薄くなった見返しを補強するため、極薄い楮紙(薄美濃紙)で肌裏を打つ。見返の欠失箇所には、適する補修紙を選定し、繕いを施す。さらに見返の天地には、補修紙と同じ間似合紙で足し紙を施す。

(2) 新調装丁材料

① 裏打ち紙をすべて新調し、三種三層の裏打ちを新たに打つ。新たに施す裏打ち紙は、伝統的に使用されている三種三層の裏打ちとし、作品に適度なしなやかさと強度を持たせるようにする。裏打ちは、肌裏紙が楮紙、増裏紙が美栖紙、総裏紙が混合紙の三種三層である。こ

のうち肌裏紙・総裏紙は本紙の色調にあわせ、天然染料の矢車で染色、水酸化カルシウム水溶液で色素を定着させた後、使用する。

②軸付紙を新調する。新調する軸付紙は、本巻に適した長さに変更し、紙は本紙料紙と類似の混合紙を選定する。裏打ちと同様、天然染料の矢車で染色、色素定着の後、使用する。

③巻緒・軸木・八双を新調する。巻緒は、旧巻緒と似寄りの茶地巻緒とし、軸木は杉材軸木を新調する。八双は、金属性の八双を変更し、八双竹を新調する。

(3)裏打ち・紙継ぎ

修理前の本紙料紙の各紙継ぎは、すべての裏打ちが各本紙に施された後に最終的に行われていた。協議の結果、修理前に倣い、各本紙にすべての裏打ちを施した後に紙継ぎをする。

五 修理で得られた知見

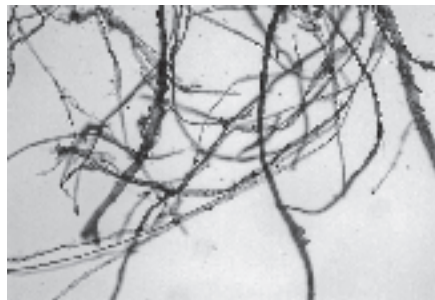
1 繊維組成

本紙料紙は、前半の第一・二・三紙と後半の第四・五紙では紙質が異なる。第一紙および第四紙の本紙料紙の紙継ぎ部分、第一紙の旧肌裏紙と旧総裏紙から極微量のサンプルを採取後、高知県立紙産業技術センターに依頼し、繊維組成試験を行ったところ、次の知見が得られた。

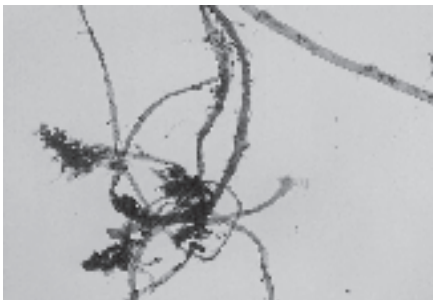
本紙料紙のうち第一紙は、雁皮繊維と楮繊維の混合紙であることが確認された(挿図20)。その割合は一对二であり、楮繊維は2mm程度の縦繊維で平均していた。また第四紙も雁皮と楮の混合紙であった(挿図21)が、雁皮繊維の含有率は一割程度で、第一紙とは雁皮と楮の混合比が異なる。ま

た、肌裏紙(挿図22)と総裏紙(挿図23)はいずれも雁皮だったが、総裏紙には土成分の添料が確認された。

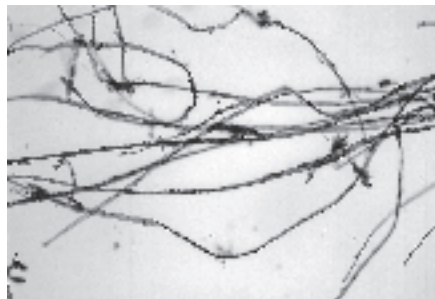
修理前、本紙料紙は過去の修理時に表裏二枚に合い剥ぎにされ、それが裏打ち後再び貼り戻されたという可能性も考えられたが、本紙料紙と裏打



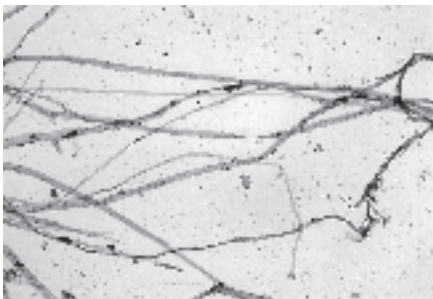
挿図20 本紙料紙 第一紙 繊維顕微鏡写真



挿図21 本紙料紙 第四紙 繊維顕微鏡写真



挿図22 旧肌裏紙(第一紙) 繊維顕微鏡写真



挿図23 旧総裏紙(第一紙) 繊維顕微鏡写真

ち紙が同質の紙ではないことが明らかとなったことから、裏打ち紙は過去の修理時に打たれたことが確認できた。

2 修理前の作品構造

(1) 裏打ち

修理前の本紙料紙は、第一・二・三紙と第四・五紙では裏打ちの枚数が異なっていた。前半は薄肌裏紙・肌裏紙・増裏紙・中裏紙・総裏紙の計五層、後半は肌裏紙・増裏紙・中裏紙・総裏紙の計四層であった。前半は、本紙料紙が薄いため、雁皮紙による薄肌裏紙が打たれ、前半三紙と後半二紙との厚みの差を解消したと思われる。残る裏打ちは全紙に、楮の肌裏紙、竹紙の増裏紙、楮の中裏紙、そして土を混入した雁皮の総裏紙が打たれていた。修理前の本巻は、これらの複数におよぶ裏打ちにより厚くなり、またしなやかさに欠け、深い折れが生じる要因となっていた。また、第一・二紙の本紙料紙と肌裏紙の間には、過去の修理時による補修紙が繕われていたが、折れ伏せ等の処置は見受けられなかった。

(2) 表紙

修理前の表紙の構造は、表紙裂に裏打ち紙が施されておらず、天地の端を折り返した表紙裂に金地金銀野毛撒紙の厚い間似合紙が見返しとして貼りつけられた構造となっていた。しかも、貼り付けられた箇所は四辺のみ強く接着され、中央部分は極薄い糊が使用されたとみられ、経年により、中空の袋張りの状態となっていた。支えのない表紙裂は天地の端等から解れや破れが生じやすくなり、一部が欠失していた。上記の方法は厚い繻珍の表紙裂をやわらかく仕上げるためにとられたとみられるが、損傷が拡大し、特に見返しの折れや皺が著しかった。

3 過去の修理について

(1) 本紙料紙について

本紙料紙は先述したように、第一―三紙と四・五紙で厚みや紙質等が異なり、二種の本紙が継がれた構造であることが確認された。各料紙には、過去に薄く合い剥ぎされた形跡があり、製作当初は現在よりも厚い料紙であったとみられる。

この合い剥ぎにより、本紙料紙に部分的に破れなどがみられるが、第二紙の欠失箇所(挿図16・17)は、その形状から合い剥ぎによるものではなく虫害欠失である可能性が高い。修理中の薄肌裏紙除去後の透過光写真により、本紙料紙の厚みのムラが全体に生じているのが確認できる(挿図24・25)。

(2) 補修紙について

本紙二・三紙の欠失箇所には、裏面から補修紙が繕われていた。補修紙は二紙目の左端に四箇所、三紙目の右端に三箇所、計七箇所確認できた。補修紙はいずれも本紙料紙に比べ、艶がなく薄い紙で、欠失箇所を覆うように貼りつけられていた。また、補筆が施されていることが確認された。

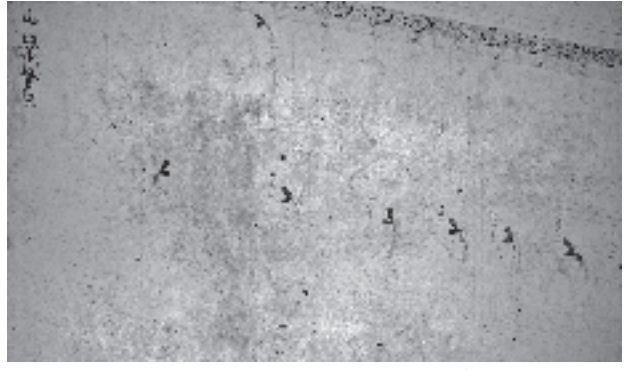
第二紙、左上部に朱で書かれた「定家卿」の内、「定」の字に当たる箇所、本紙料紙が欠失し、露出した肌裏紙上に「定」の字が書かれていた(挿図26)。

(3) 裏打ちから見る過去の修理

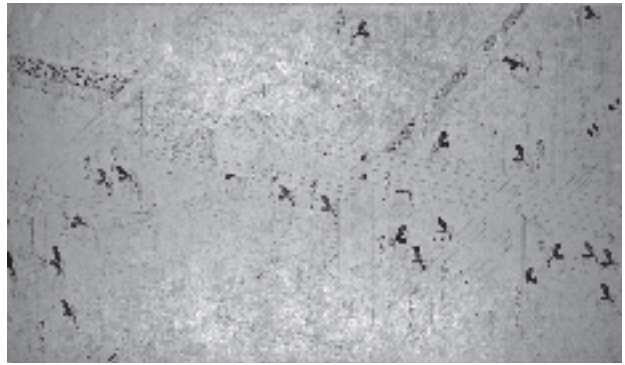
修理前の本紙の天地部分、または旧軸付紙の巻末部分には、裏打ち紙のずれがあり、部分的に裏打ち紙が露出している箇所が確認できた。修理中の調査から、本紙料紙と肌裏紙(薄肌裏紙を含む)は同じ大きさで断ち切られているため、増裏紙にずれが生じていることがわかった。また裏面では総裏紙と中裏紙がずれており、総裏紙を打つ際に再びずれが生じたとみら



挿図26 修理前 第二紙左上部「定」の字の補筆



挿図24 修理中 薄肌裏紙除去後 第一紙裏面全図 透過光写真



挿図25 修理中 薄肌裏紙除去後 第二紙裏面全図 透過光写真

れる。

本紙料紙は図様の状態や装丁構造から、天地部分が装丁時に裁ち切られたことがわかる。しかし、通常の装丁では裏打ちにずれが生じ、露出することは考えにくい。つまり、修理前の装丁は肌裏打ちが行われた後に、天地が裁ち切られ、その後増裏・中裏が打たれ、すでに天地が裁ち切られた総裏が打たれた後に、再び天地が裁ち切られたという不自然な構造になる。このことから、本巻は修理前に少なくとも二回以上的大がかりな解体修理が行われた可能性が高い。上記を踏まえ、過去二回の修理方針が以下のように推測される。

まず、一回目は本紙料紙の破れ等の損傷が生じたために修理が施されたのであろう。この時点ではすべての紙継が外された後に、本紙料紙が薄く合い剥ぎにされ、補修紙が施され、薄肌裏紙と肌裏紙が打たれたと考えられる。さらに、このときに修理前の総裏紙が打たれていた可能性が高い。つまり、この時点で少なくとも三層以上の裏打ちが施されており、その後、天地が裁ちきられたとみられる。二紙目左上部にみられた「定」の字の補筆は、薄肌裏紙に書かれていることから、この修理以降に書き加えられたと考えられる。

次に二回目の修理では、何らかの損傷理由で修理が行われたとみられ、修理前の本巻は、この二回目の修理時の装丁で伝世したと考えられる。修理前の本紙料紙と薄肌裏紙・肌裏紙はまったく同じ大きさで裁ち切られており、捲り取られた形跡がない。このことから、二回目の修理では、一回目の修理時の薄肌裏紙・肌裏紙を外さず、そのまま使用した可能性が高い。一回目の修理時に打たれた総裏紙は一度捲り取り、補強のために楮紙で裏打ちし元使いされたとみられる。つまり、修理前の中裏紙は、総裏紙

の裏打ち紙であったということになる。

工程としては、作品の紙継を解体後、総裏紙を捲り取り、本紙料紙と元使いされた薄肌裏紙・肌裏紙に竹紙で増裏紙が打たれた。その後、中裏紙で裏打ちされた総裏紙が打たれ、天地が裁ち切られた後に表紙および軸を取り付ける。つまり、二回目の修理は、総裏紙を捲り取り、補強のために間に裏打ち紙を挟むように打った修理であった。このため、修理後は層が厚くなり、しなやかさが失われた状態で細軸に巻かれたために、折れ・皺等の損傷を生んだと考えられる。

本巻は、少なくとも過去に二回の解体修理の痕跡が確認できたが、これらの修理の時期や、表紙の取り付けられた時期、製作当初の本紙や装丁の状態については、解体修理からだけでは判断することはできなかった。だが、先述したように、文政十一年の古筆・意の折紙と内箱の箱書から、この頃に修理が一度行われ、おそらく収納箱の状況からみて今回の修理まで、修理されることなく伝存したと推察されることから、文政十一年時の修理が二回目の修理に当たる可能性が高い。

(4) 料紙装飾について

本紙料紙と総裏紙に金砂子や野毛等の装飾がみられるが、これらの装飾は当初からではなく、過去の修理で施されたことが判明した。

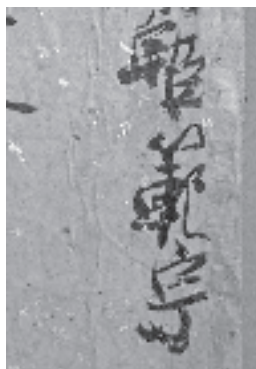
① 第四・五紙の金砂子

本紙料紙は全紙に薄く雲母が引かれ、さらに四・五紙・軸付紙に金砂子が撒かれている。雲母は引かれた時期が特定できなかったが、金砂子は墨字の上にも散っている(挿図27)ことから、墨書した後、金砂子が撒かれたことが明らかである。今回の修理で紙継を外したところ、紙継部分にも金砂子が撒かれていることを確認できた(挿図28)。これは、紙継が外された

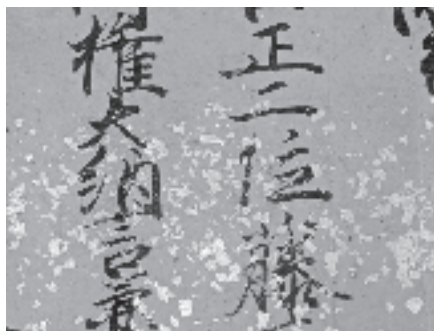
状態で金砂子が撒かれたことを意味し、特に挿図28では、墨字が紙継をまたぎ、途中で文字が切れているにも関わらず、金砂子が紙継部分に確認できることから、紙継が外された過去の修理時に金砂子が撒かれたと推察される。

② 総裏紙の装飾

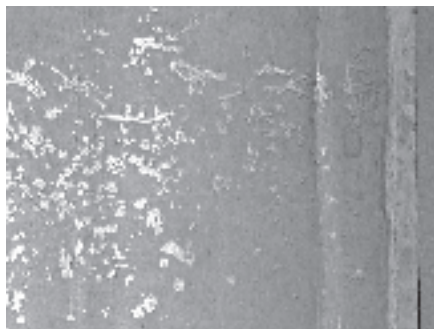
修理前の総裏紙には、金銀砂子野毛が撒かれ、部分的に金泥で草花が描かれた豪華な装飾が施されていた。しかし、修理で紙継を外したところ、紙継部分にも同様の金銀砂子が確認できた(挿図29)ことから、本紙料紙と



挿図28 修理中
紙継ぎ取り外し後
第五紙右端
紙継ぎ部分



挿図27 修理前 第四紙右下部
墨字の上に撒かれた金砂子



挿図29 修理中 紙継ぎ取り外し後
第三紙裏面右端 紙継ぎ部分

同様、紙継が外された状態で加飾されたとみられる。ただ、総裏紙が打たれた後に加飾されたか、あらかじめ装飾された紙を使用して総裏紙が打たれたかについては確証が得られなかった。しかし、総裏紙が本紙料紙と同じ大きさで打たれていることや、総裏紙が打たれた後に紙継がされていることなどから、本紙料紙が継がれる前に総裏紙が加飾され、その後継がれたことは間違いない。二回の修理の内、二回目では総裏紙を補強し再使用している点から、一回目に総裏紙が打たれた後(もしくは打たれる前)に加飾が行われたと考えられる。むしろ、二回目では、総裏紙に加飾があったために補強の必要が生じたのではないだろうか。

以上、本紙および総裏紙にみられる金銀の加飾は、製作当初ではなく、過去の修理時に行われた可能性が高いことが確認できた。特に総裏紙の金銀砂子野毛は華美で装飾性も高いが、銀砂子は本紙の表面に付着して汚損の原因になっていた。今後も汚損が進行する可能性が高いことから、今回の修理では除去して別保存とし、総裏紙を新調した。

おわりに

本巻は、これまで平成二年十一月の「雅びの原点——宮廷文化と伝統——」展、平成五年四月の「大和絵——館蔵の絵巻を中心に——」展などの展覧会に出陳され、また「池月久明」の歌題から、しばしば九月の常設展を飾る作品としても展示されてきた。

また、本巻の表紙裂は中国・明時代の繡珍で、名物裂としても鑑賞の対象とされてきた。平成四年一月の「名物裂」展に表紙裂を対象として展示されたのははじめ、修理後には平成二十四年九月の「世界のテキスタイル」展でも展示された。

ル」展でも展示された。

中世大和絵と染織という両様の観点から展示使用されてきたが、その展示方法は本紙を見せる場合と裏返して表紙裂を見せる場合とでは大きく異なる。展示という観点から見れば、表紙は元使いとせず、取り外して別途保存した方が簡便かつ安全である。また、表紙・見返しともに新調すれば、修理作業はより容易であったと思われる。しかしながら、作品は本紙のみで成り立つものではなく、表具も含めてひとつの作品である。表具には、製作者あるいは伝来の過程で修理された際の所蔵者を含め、当時の時代背景や美意識などが反映されており、作品の製作状況あるいは伝来を読み解く上でも重要な情報が盛り込まれている。表紙裂・見返しを元使いしたことにより、作品に積み重ねられた歴史を失うことなく、今後もより幅広い展示に活用できるようにした。

稿末ではあるが、徳川美術館の活動にご理解いただき、ご寄附くださったご有志の方々、そして長期間に及ぶ修理施工にご尽力いただいた墨仙堂・代表 関地久治氏はじめ、左記にこのたびの修理に従事された同社職員のお名前を記して、感謝を申し上げる次第である。

代表取締役 関地 久治、主任技師 吉田 裕志、箭木 康一郎、谷 奈智子、西川 淳、平山 友菜、津田 文香、小林 久晃(敬称略)

註

(1) 徳川美術館編『徳川美術館名品集二 絵巻』 徳川美術館 平成五年四月十日発行。

(2) 赤羽淑「建保六年の中殿御会」(『新修 日本絵巻物全集 第26巻 天子撰関御影 公家列影図 中殿御会図 隨身庭騎絵巻』 角川書店 昭和五十三年九月三十日

発行)。

(3) 佐多芳彦「中殿御会図」の諸本と伝存関連資料〔『MUSEUM』五〇六号 東京国立博物館 平成五年五月一日発行)。

(4) 宮次男「中殿御会図について」〔『新修 日本絵巻物全集 第26巻 天子撰関御影 公家列影図 中殿御会図 隨身庭騎絵巻』 角川書店 昭和五十三年九月三十日発行)。

(5) 小松茂美「『中殿御会図』の伝存」〔続日本絵巻大成 十八 隨身庭騎絵巻 中殿御会図 公家列影図 天子撰関御影』 中央公論社 昭和五十八年六月二十日発行)。

(6) 註(4)前掲論文参照。

(7) 註(2)前掲論文参照。

(8) 註(1)前掲書 四辻秀紀 作品解説。

(9) 註(4)前掲論文参照。なお、左記に翻刻されている。

「住吉家鑑定控 三(公刊)」〔『美術研究』第四十号 美術研究所 昭和十年四月二十八日)。

(美術館 学藝員)

金 鯨 叢 書 第四十一輯 [年一回刊行]
— 史学美術史論文集 —

平成二十五年 三月 三十日 編集
平成二十六年 七月 二十五日 印刷・発行

編集者 竹内 徳川 義 崇 誠

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会

電話 (3950) 〇一一番 (代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版

電話 (761) 一七八番 (代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 同朋舎
印刷所 同朋舎
電話 (361) 九一二番 (代)